

第5号議案

石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和58年石広水条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、第27条第1項及び第56条」を「及び第27条第1項並びに労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条（第1号本文に係る部分に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年7月3日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 齋 藤 正 美

令和6年7月3日議決